

第2期鳥取県国民健康保険運営方針の概要（案）

《理念》 国民皆保険と持続可能な国保制度の堅持

一 基本的事項

1 策定の目的

県と市町村が一体となり国保の事業を共通認識の下で実施する。

2 策定の根拠規定

国民健康保険法第82条の2

3 運営方針の対象期間

令和3年4月～令和6年3月（3年間）

4 PDCAサイクルの確立

- ・毎年度、県運営協議会に報告・評価
- ・見える化の推進
- ・保険料水準平準化のためのKPI設定（地域差の解消）

5 運営方針の見直し

6 運営方針の公表

7 各種計画との整合性

8 第1期運営方針の取組状況 ※新設

- ・平成30年度国保制度改革は、大きな混乱もなくひとまず順調にスタートを切り、新制度の定着や国保財政の安定化に向け、県と市町村が連携して運営を行っている。
- ・納付金について、医療費水準を反映させない取扱いは、影響を考慮して、その実施時期及び段階的な対応などを検討中
- ・市町村ごとの健康づくりを一層推進する仕組みを検討中
⇒ 県も保険者として保健事業の取組を一層推進し、健康寿命の延伸と医療費の適正化につなげることを目的として、市町村支援のための県国保保健事業を実施

9 主な見直し内容 ※新設

- ・県の取組の他、市町村の取組を規定
⇒ KPIの設定とPDCAサイクルの確立
⇒ 見える化の推進
- ・保険者努力支援制度で評価される項目に重点的に取り組み、財政基盤の強化を規定
- ・保険料水準の平準化の取組を更に進めることとし、保険料水準の統一を目指すことを規定
- ・収納率目標から2%を超えた収納率を達成した市町村に交付金の追加交付を規定（将来目標：97%）
- ・県全体の国保保健事業の指針である県データヘルス計画の策定と、県と市町村の国保保健事業の見直しを規定

二 国保の医療に要する費用及び財政の見通し

1 医療費の動向と将来の見通し

- （1）保険者及び被保険者等の状況
- （2）医療費の動向

2 財政収支の改善

- （1）市町村国保の財政運営の現状
- （2）国保の財政運営の考え方
- （3）県国保特別会計の考え方

3 赤字解消・削減の取組、目標年次等

- （1）解消・削減すべき赤字の定義等
- （2）赤字解消・削減の取組

4 財政安定化基金の運用

- （1）財政安定化基金の設置
- （2）市町村の財政調整基金
- （3）財政安定化基金の運用の基本的な考え方
- （4）激変緩和への活用

5 保険者努力支援制度を活用した財政基盤の強化

国交付金による納付金総額の引き下げ

三 納付金及び標準的な保険料(税)の算定方法

1 基本的考え方 ※新設

保険料水準の平準化の取組を更に進めることとし、保険料水準の統一を目指す。

2 納付金の算定方法

国の基準に示された算定方式を基本とし、納付金の額は、県全体の保険給付費の見込みを立て、市町村ごとの医療費水準や所得水準を考慮して配分額を決定する。

3 保険料(税)水準のあり方

- （1）基本的な考え方
将来的な保険料率の統一化については、市町村の具体的な意見を伺い、県運営協議会に諮る。
- （2）保険料(税)の現状

4 標準保険料率の算定方法

県が行う市町村標準保険料率の算定方法は、国の基準に示された算定方式を基本として算定する。

四 保険料（税）の徴収の適正な実施

1 保険料（税）徴収の現状

- ・県内市町村の平均収納率は 94.81%（令和元年度）と上昇傾向にある。
⇒ 市町村ごとの収納率は、町村部が高く、市部は低い傾向にある。

2 収納対策

- ・収納不足に対する要因分析と収納率目標の設定
⇒ 収納率の向上を図るため、次表の「保険者規模別収納率」と「標準的収納率」（市町村の直近 3 年の平均）のいずれか高い率を毎年度の「収納率目標」とする。（将来目標：97%）

年間平均一般被保険者数	保険者規模別収納率
5千人未満	95%
5千人以上～3万人未満	93%
3万人以上	91%

※「広域化等支援方針」の収納率目標を準用

- ・県の取組
- ・市町村の取組

四の2 資格管理の適正な実施

※ 新設

1 資格管理の現状

2 資格管理の適正化対策

- ・県の取組
- ・市町村の取組

五 保険給付の適正な実施

1 保険給付の現状

- (1) 療養の給付
- (2) 療養費等の支給
- (3) その他

2 保険給付の適正化対策

- (1) 療養の給付
 - ・県の取組
広域的な観点での保険給付の点検
レセプト点検の充実強化
 - ・市町村の取組
レセプト点検の充実強化
- (2) 療養費等の支給
以下の項目について、県と市町村の取組を規定
 - ・海外療養費及び海外出産に係る出産育児一時金
 - ・柔道整復師の施術

3 その他

- (1) 第三者求償の取組強化
- (2) 大規模な不正請求事案への対応
- (3) 高額療養費の多数回該当の取扱い

六 医療に要する費用の適正化の取組

1 取組の方向性 ※ 新設

- (1) 市町村の健康づくりへの取組評価・促進策
- (2) データヘルスの推進
 - ・県データヘルス計画の策定
⇒ 県全体の国保保健事業の指針
 - ・県・市町村の取組を規定
- (3) 適正化に資する取組に対する財政支援等
2号交付金、国交付金（ヘルスマップ事業）を活用
- (4) 医療費適正化計画との関係
⇒ 健康寿命の延伸と適正化対策の推進。地域差の解消

2 健康の保持増進の推進

以下の項目ごとに、現状、県と市町村の取組を規定

- (1) 特定健康診査及び特定保健指導
- (2) 糖尿病性腎症の重症化予防
- (3) その他の生活習慣病に係る重症化予防
- (4) 重複服薬・多剤投与対策の推進
- (5) 医療費通知の実施
- (6) 広く被保険者に対して行う予防・健康づくり
- (7) たばこ対策
- (8) 高齢期における口腔の健康づくり
- (9) 高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施

3 適切な医療の効率的な提供の推進

以下の項目ごとに、現状、県と市町村の取組を規定

- (1) 適正受診の推進
- (2) 後発医薬品の普及促進
- (3) 重複受診や頻回受診等に係る適正受診の指導

七 市町村が担う事務の効率化の推進

1 推進方針

費用対効果を考慮し、市町村事務の効率化に資するものを優先的に検討

2 第1期運営方針での合意事項

3 第2期運営方針で検討する項目

- (1) 費用対効果を考慮し、市町村事務の効率化に資するものを優先的に検討
- (2) 事業実施の方法の考え方
県データヘルス計画で保健事業の実施方法を検討
⇒ 市町村単独実施、圏域実施、県実施、委託実施

八 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策との連携

九 市町村相互間の連絡調整

1 保健医療サービス及び福祉サービス等との連携

他の保険（後期高齢医療、被用者保険、介護保険等）との連携

2 生活困窮者自立支援制度との連携

※ 新設

3 市町村及び国保連合会との連携

第2期鳥取県国民健康保険運営方針の骨子（案）

第2期運営方針（主な見直し内容）		第1期運営方針
1 基本的事項		
運営方針の対象期間	・令和3年4月～令和6年3月（3年間）	・平成30年4月～令和3年3月（3年間）
PDCAサイクルの確立	・市町村の取組の規定とKPIの設定及びPDCAサイクルの確立 ・見える化の推進	・PDCAサイクルの確立は、2（国保の医療に要する費用及び財政の見通し）で規定
第1期運営方針の取組状況	・赤字補てん目的の法定外繰入を実施した市町村なし。 ・平成30年度から県も国保保健事業を実施（県健診受診勧奨センターの運営等）	—
2 国保の医療に要する費用及び財政の見通し		
医療費の動向と将来の見通し	・見通しに変更なし。	・一人当たりの医療費の増加傾向は続くものの、被保険者数の減少に伴って、医療費総額は減少する見込
財政収支の改善	・令和元年度の決算では、実質収支で赤字の市町村はないが、単年度では11市町村が赤字。	・平成28年度決算では、実質収支で赤字の市町村が1で、単年度では8市町村と減少傾向。 (平成27年度16)
赤字解消・削減の取組、目標年次等	・市町村は、保険料負担の緩和を図る等のための法定外一般会計繰入は行わないこととし、行った場合には赤字解消計画を策定し、段階的に赤字の解消に取り組む。	・平成29年度までの累積赤字の解消に取り組む。
財政安定化基金の運用	・給付増や収納不足、納付金の急激な増加の抑制に備え、国保特会の剰余金を財政安定化基金に積み立てていく。	・基金の運用は、市町村と県への貸付及び市町村へ交付を行う。 ・激変緩和措置は、令和5年度までとする。
保険者努力支援制度を活用した財政基盤の強化	・保険者努力支援制度で評価される項目に重点的に取り組み、財政基盤の強化	—
3 納付金及び標準的な保険料（税）の算定方法		
基本的考え方	・保険料水準の平準化を更に進めることとし、保険料水準の統一を目指す。 ・統一化に向けては、市町村ごとの医療費水準や健康づくりへの取組や保険料（税）収納率などの差を縮める取組についても議論	—
納付金の算定方法	・納付金の算定方法のうち、国庫負担金等の公費の取扱いを規定 ・医療費指数反映係数 α は、将来的にゼロとするが、その実施時期は、保険料（税）水準の統一化の協議と併せて議論する。 ・国交付金（県分）は、県で必要な納付金総額の引下げ及び市町村のインセンティブを機能させるためにも活用 ・納付金算定対象経費の拡充の検討（出産育児一時金など） ・特別医療費助成に係る国庫負担金の減額調整措置分の補てんのあり方にについては、別途市町村と協議して決定する。	・納付金の算定方法は、国の基準に示された算定方式を基本とし、納付金算定に係る基本的な考え方を規定

第2期運営方針（主な見直し内容）		第1期運営方針
保険料（税）水準のあり方	・将来的な保険料率の統一化については、市町村の具体的意見を伺い、県運営協議会に諮問	・将来的な保険料率の統一化については、市町村の具体的意見を伺い、 <u>その合意事項については県国保運営協議会に諮問</u>
標準保険料率の算定方法	・標準保険料率は、将来的な保険料水準統一に向けた指標として活用	・市町村標準保険料率の算定方法は、国の基準に示された算定方式を基本とし、標準保険料率算定に係る基本的な考え方を規定
4 保険料（税）徴収の適正な実施		
収納対策	・収納率目標から2%を超えた収納率を達成した市町村などに交付金の交付（将来目標：97%） ・収納率向上等のための県と市町村の取組	・収納不足に対する要因分析と収納率目標の設定 ・収納率向上等のための <u>県の取組</u>
4-2 資格管理の適正な実施		
資格管理の適正化対策	・国の基準に準拠した市町村の適正な事務執行の推進	—
5 保険給付の適正な実施		
保険給付の適正化対策	・適正な保険給付のための <u>県と市町村の取組</u>	・適正な保険給付のための <u>県の取組</u>
6 医療に要する費用の適正化の取組		
取組の方向性	・県全体の国保保健事業の指針である県データヘルス計画の策定 ・適正化に資する市町村の取組に対する財政支援等 ・県医療費適正化計画の区分（「健康の保持増進の推進」と「適切な医療の効率的な提供の推進」）に分けて取組を整理	—
健康の保持増進の推進	・適正化のための <u>県と市町村の取組</u> ・新たな取組：糖尿病性腎症の重症化予防、重複服薬・多剤投与対策の推進 広く被保険者に対して行う予防・健康づくり 高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施	・医療に要する費用の適正化のための <u>県の取組</u>
適切な医療の効率的な提供の推進	・適正化のための <u>県と市町村の取組</u>	
7 市町村が担う事務の効率化の推進		
第2期運営方針で検討する項目	・費用対効果の視点で事務の標準化の検討を行うことの明記 ・県データヘルス計画による県と市町村の国保保健事業の見直し	・優先的に標準化を検討する11項目を設定
8 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策との連携		
保健医療サービス及び福祉サービス等との連携	・他の保険（後期高齢者医療、被用者保険、介護保険等）との連携	・保健医療サービス及び福祉サービス等との連携のための <u>県と市町村の取組</u> を規定
生活困窮自立支援制度との連携	・国保部門の役割として、市町村国保の取組を規定	—
9 市町村相互間の連絡調整等		
	・章の名称を変更 (1期) 国民健康保険の健全な運営	・市町村と国保連合会との連携を規定